

《普通預金追加規定》

後見支援預金 管理規定

後見支援預金は「普通預金規定」（以下「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特約に定めるところにより取扱います。

1. [利用対象者]

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

2. [取扱店の限定]

口座開設店のみを窓口として取扱うものとする。

3. [取引の方法]

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出印の印章を押印して通帳とともに提出してください。

4. [自動支払い]

この預金口座から各種料金等の自動支払いはできません。

5. [キャッシュカードの取扱い]

キャッシュカードは発行できません。

6. [ATM利用]

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

7. [死亡時等の取扱い]

被後見人が死亡した場合や未成年後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用除外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは口座解約手続等が必要となります。

8. [適用条項]

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

9. [規定等の変更]

- (1) 当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2019年4月 制定

2020年4月 改定